



答申第525号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保高国第2032号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国民年金システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、制度個人番号等を国民年金システムで管理するため、制度個人番号等を新たに追加し電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性及び同期性を確保するために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

国民年金システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(被保険者情報ファイル・受給権者情報ファイル・給付金情報ファイル)

- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号

(扶養ファイル・所得ファイル)

- ・ 統合宛名番号